

2021春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	日教組
方針決定日	2021年 2月10日
要求提出日	
回答指定期	

要求項目	要求内容
(1) 基本的な考え方	
業務削減と定数改善によって、「新しい生活様式」への対応や教職員一人ひとりが実感できる働き方改革・長時間労働是正の実現を最重要課題としてとらえる。	
(2) 基盤整備	
・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化	
・賃金水準闘争を強化していくための体制整備	地方公務労協(あるいは公務労協地方公務員部会構成組織)における都道府県レベルの共闘態勢を確立・強化し、人事委員会・県当局に対する統一要求を行う。
(3) 賃上げ要求	
■月例賃金 ○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」 ○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」 ○規模間格差の是正(中小賃上げ要求) ○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	「賃金水準の維持・改善」を基本とし、勧告制度のもとでの給与・勤務条件決定システムを前提に、21勧告に向けて交渉・協議を積上げ
■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当関連	
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低賃金の協定締結	
■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等労働者への対応	

(4) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し	
■長時間労働の是正	<ul style="list-style-type: none"> * 在校等時間による勤務時間管理を徹底 * 改正給特法第7条関連の上限時間の遵守にむけ、具体的な業務削減・定数改善 * 自治体作成の「長時間労働是正プラン」等の確実な実行と検証および改善 * 部活動ガイドラインの遵守
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> * 少人数学級の拡充など、教職員定数改善 * 障害者雇用法定率の達成と、自治体の「障害者活躍推進計画」の趣旨をふまえた相談支援体制の構築や支援スタッフの配置など、障害があっても働き続けられる環境の整備 * セーフティネットの観点から、定年まで多様な働き方ができるように、高齢者部分休業等、短時間勤務制度の拡充
■職場における均等待遇実現に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> * 会計年度任用教職員の任用の確保、臨時・非常勤教職員等の勤務・労働条件の改善 * 臨時的任用教職員の初任給格付けの制限と上限の撤廃 * 会計年度任用職員に正規教職員に見合った時間単価の引上げ、労基法で定める時間外勤務手当相当の支給、一時金の支給実現、年収ベースでの賃金改善等 * 労基法で定められている休暇制度の均等待遇、年次休暇の繰り越し等の改善
■60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> * 公務員の定年引上げにむけ、国公法一部改正法案の国会再提出、継続審議となっている地公法一部改正法案を含めた早期成立 * 地方公務員の定年引上げの国家公務員に遅れることない着実かつ確実な実施(条例・規則改正) * 再任用を希望する教職員全員の希望通りの再任用、高齢期の生活を支える賃金や労働条件の確保
■テレワーク導入に向けた労働組合の取り組み	
■その他 ・人材育成と教育訓練の充実 ・中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備 など	
(5) ジェンダー平等・多様性の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法 ・ハラスメント対策と差別禁止 ・育児や介護と仕事の両立 ・次世代育成支援対策推進法 	<ul style="list-style-type: none"> * 「次世代育成支援対策法」「女性活躍推進法にもとづく「特定事業主行動計画」の改訂(現場の実態把握と実態に沿った計画の見直しなど)と実効性ある施策の実施 * 内閣府「第5次男女共同参画基本計画」の策定を踏まえた自治体における基本計画の策定 * すべての自治体におけるパワハラ防止指針の策定、セクハラ防止指針の改定 * 職場におけるあらゆるハラスメントをめぐる現状と課題を踏まえ、職場のチェック機能を積極的に働かせるため、措置義務となった周知や研修、相談窓口の設置 * 仕事と生活、仕事と治療の両立支援等の環境整備の積極的推進 * 男性の育児休業、介護休業取得促進にむけた制度の整備と周知徹底、啓発活動・研修の実施 * 不妊治療と仕事の両立にむけた職場における理解促進、男女が柔軟に取得できる休暇等の整備
(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入	
<ul style="list-style-type: none"> * 労働安全衛生法・規則の徹底、労働安全衛生機能の整備・強化、職場の労働安全衛生管理体制の整備・活性化 * 公共サービス基本法の趣旨を踏まえた諸政策の実現、「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」 * 教職員配置の欠員解消、産休・育休・病気休暇等の代替教職員の確実な配置 	